



東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイtmナー833号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ : <http://www.asset-adv.co.jp/>



アセットアドバイザー 検索

AA通信

2011年(平成23年)1月1日 第24号

新春のお慶びを申し上げます。皆さまのご健康とご多幸を、心よりお祈り申し上げます。

平成23年元旦

☆☆☆ 通信トピックス ☆☆☆

～ 税制改正の基本的な考え方について ～

昨年12月16日、政府は平成23年度税制改正大綱を閣議決定し、発表しました。具体的な改正内容については、既に皆さんも新聞等でご存知のことと思います。今回は、この税制改正がどのような考えに基づいて行われているかについてご案内したいと思います。

新聞等では改正内容が纏まって記載されていますが、実際の税制改正大綱は135頁もの文書です。その冒頭には「基本的な考え方」として改正の主旨について記載されています。

まず、民主党政権における(政府)税制調査会は、自民政権時代の政府と自民党の2つの調査会による改正の決定経緯を不透明なものとし、『政府において権限と責任を有する政治家が我が国の税制を決定する透明な仕組み』として一本化しました。政府税制調査会の改正に対する基本的な考え方は、『納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とすること』とあります。そして、検討の基礎となる日本の現状について、『我が国財政は、少子高齢化の進行による社会保障関係費の増大、度重なる減税と景気低迷に伴う税収減などが相まって危機的状況にあり、税収力の回復が喫緊(差し迫って重要)の課題となっている』と、財政が“危機的状況”であることを訴えています。更に、現状に対応して、『成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に 대응するために、税制の抜本的な改革を果敢(思いきって)に進める必要がある』とし、次の5つの視点で改革する

と記載されています。『①納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと、②「支え合い」のために必要な費用を分かち合うこと、③税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえること、④グローバル化に対応できる税制を考えること、⑤地域主権改革を推進するための税制を構築すること』が列挙されています。こうした視点に立ち、『特に、(1)デフレ脱却と雇用のための経済活性化、(2)格差拡大とその固定化の是正、(3)納税者・生活者の視点からの改革、(4)地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革、の4つを柱として、納税者の理解・納得を得ながら、所得課税、消費課税、資産課税全般について改正を行う』とあります。

さて、皆さんに身近な、所得税や相続税については4本柱の中の、『格差拡大とその固定化の是正』に記載がされています。『国民が安心して暮らせる「支え合いと活気がある社会」を実現するため、-中略-社会保障制度と併せて、税制における再分配機能の回復を図る必要があります。-中略- 所得税における諸控除の見直しや相続税における控除や税率構造の見直しにより、税制の累進(増加につれ比率が次第に増す)構造の回復を図ります。』

今回の所得税や相続税の改正は、格差拡大とその固定化の是正や、国民が安心して暮らせる「支え合いと活気がある社会」を実現するために行われるとのこと。

“綺麗ごとを・・”とお叱りを受けるかもしれませんが、具体的な改正内容を記載する直前に、正直な現状についての記載もあります。

所得税では、“本来、インフレ等による名目賃金の上昇があれば、現状の累進緩和や各種控除でも税収が賄えたが、平成2年と同程度の賃金水準まで低下した現状では、累進性は低下し、所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下している。”と、相続税では、“バブル期の地価急騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行うための基礎控除が、地価が下落を続けているにもかかわらず据え置かれ、課税割合が4%程度に低下している。”と書いています。

ひと言で言えば、“厳しい財政を考慮し、国民の理解を得て税収を増やすには、格差是正を掲げて高所得者や資産家に負担をお願いする。”という事ですが、基本的な考え方を読むと、現状が続く限り、この傾向は強くなるようです。

なお、あまり話題にはなりません。『納税者の立場に立って納税者権利憲章を策定するとともに、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施等の措置を講じることとし、国税通則法について昭和37年の制定以来、最大の見直しを行う。』という抜本的な改正があり、その中に“租税教育の充実”という記載がありました。国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解するため、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向け、小中学校への講師派遣等を積極的に実施するなど、租税教育の充実を図るそうです。私の夢の中に「中高生に不動産の実務を教えること」があります。“納税者の理論=悪”と教えられては困りますが、早期に学ぶことは、大切なことだと思いました。